

平成23年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成23年12月19日(月) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 3号 塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

議案第13号 損害賠償の額の決定について

議案第14号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目
市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金
事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第15号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

請願12月第1号 当事者総意に基づく「障害者総合福祉法」制定をめざし、国に対し意見書提出を求める請
願

出席委員

委員長	山口 恵子 君	副委員長	宮田 伸子 君
委員	永田 公由 君	委員	金子 勝寿 君
委員	森川 雄三 君	委員	中原 巳年男 君
委員	鈴木 明子 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 丸山 寿子 君

説明のために出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

請願者 きょうされん長野支部事務局長 金澤 洋一 君

議会事務局職員

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早めですけど、皆さんおそろいですので、ただいまから12月定例会福祉教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会は委員全員出席しております。審査に入る前に、理事者からあいさつがあればお願いします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。お忙しいところ委員会を開催いただきましてありがとうございます。本日申し上げてございます案件につきましては、奨学金の貸与条例の一部を改正する条例ほか補正予算等でございます。どうぞよろしく御審査をいただきまして、原案どおり可決をいただけますようお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。それでは副委員長のほうから本日の日程を申し上げますのでお願いいたします。

副委員長 皆様、おはようございます。本日は委員会の後、委員会協議会を予定しております。それから午後5時45分より、やまにて懇親会を予定しておりますので、5分前までにお集まりいただけますようよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 それではここで、異動がありました職員の方から自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[職員自己紹介]

委員長 ほかによろしいですかね。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。なお、審査には議案に係る職員のみ出席といたしますので、随時退室してください。また発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第3号 塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第3号塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例につきまして議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第3号塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてお願いをいたします。議案関係資料で御説明をさせていただきたいと思いますので、関係資料の9ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、塩尻市奨学資金制度を利用する者の利便性を向上し、人材育成を図るための制度に見直すことに伴い必要な改正を行うものでございます。2番の改正の概要の前に、現在の制度の運用状況を説明させていただきますけれども、まず高校生を対象といたします育英基金につきましては、平成22年度末の残高が2,794万円余でございます。また大学生を対象といたします大野田育英基金でございますが、平成

22年度末残高が5,324万円余でございます。また平成23年度、現在の貸付状況につきましては、高校生が3人で年額が36万円、大学生が16人で年額が840万円。一方、償還状況につきましては、高校生が1人で年額12万円、大学生が28人で年額696万円と、こういう状況となっております。

奨学資金の見直しにつきましては、議会においても御意見をいただいております。運用における課題がございます。例えば高校生の利用が低調であるということ、それから入学時の一時的に必要な資金についての要望があるけれどもこれに対応できていないこと、あるいはまた償還の減免についての要望があると、このような課題がございました。近年家庭における教育費の負担等、修学環境を取り巻く経済情勢ですとか、あるいは社会情勢の変化もございまして、これを考慮いたしまして、日本学生支援機構ですとかあるいは長野県の奨学金制度、また県下都市の奨学金制度、これらを参考といたしまして教育委員会あるいは奨学生選考委員会で検討してまいりました。

それでは、9ページの2の概要を説明させていただきます。改正の概要につきましては、まず奨学資金の種類を修学資金と入学一時金とに分けるというものでございます。それから修学資金につきましては、国公立及び私立の区分を設けた高等学校の修学資金の貸与の規定を設けるものでございます。これまで高校につきましては1万円以内という貸付額でございましたけれども、公立が1万5,000円、私立が2万円に引き上げさせていただきたいというものでございます。それからイといたしまして、入学時の準備金として入学一時金、希望者に対しまして高校が10万円、大学が20万円、この規定を設けさせていただきたいというものでございます。また(2)といたしまして、貸与を受けた者が、大学就学中に貸与を受けた者が就職をいたしまして、そして市内に一定の期間住所を有した場合に、その修学資金の償還の一部を免除するものと、こういったことが改正の大きな内容となっております。3番の条例の新旧対照表について説明をさせていただきますけれども、条例の施行日につきましては、平成24年4月1日から施行させていただくこととしております。

それでは、資料をめくっていただきまして10、11ページをお願いいたします。まず10ページの奨学資金の第2条でございますけれども、奨学資金を、先ほど申し上げましたように、修学資金と入学一時金、2種類に分けたというものでございます。第2条の第2項につきましては、現行、基金の運用益金という文言がございましたけれども、既に基金そのものを活用している制度でございますので、運用益金という文言を削除をさせていただきました。貸与の額、第4条でございますが、これは後ほど説明をさせていただきます。

第5条、貸与の条件でございますけれども、第3号が追加でございます。入学一時金の貸与ということで、この説明は修学資金とセットを対象にしているという内容でございます。

第11条が償還の免除でございます。1号、2号まではこれまでどおりでございました。これまで償還の免除につきましては、奨学生が亡くなった時、あるいは心身の障害等のため就労ができなくなった時、免除の規定がございましたけれども、これに追加をいたしまして、改正案の左側の2項以下新しい一部償還免除の要件を4号追加をさせていただきました。まず1号でございますが、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を超えない期間内に就労すること。2号といたしまして、前号の期間内に市内に住所を有してから引き続き大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して5年、短期大学は4年、これを経過する時まで市内に住所を有すること。3号といたしまして、修学資金を償還する年度において市内に住所を有すること。それから最後に奨学資金の償還について滞納がないこと、ということでございます。要約いたしますと、卒業後1年を超えない期間に

市内に住所を移し、なおかつ就職した場合、これにつきましては住所を移してから5年を経過する時まで継続して居住した時、短大は4年ということでありませけれども、それ以降の修学資金の償還については減免を行うということでございます。その際、償還期間中は市内に居住をしている、そして滞納がないということが条件になるということでございます。いわゆる大学を卒業していただいた方は、市内に5年住んでいただければ6年目からの償還について減免を行うと。短大の卒業は4年住んでいただければ5年目からの償還について減免を行うというものでございまして、それまでの間は100%の償還をしていただくという内容でございます。これは県下都市につきましてもほぼ同様の考え方で取り扱っていただいております。減免する上では、せめて学校の修業期間、大学で言えば4年、短大で言えば2年、超えて、この期間程度は住んでいただきたいということでございます。

続きまして12ページめくっていただきまして減免の割合でございますが、第3項でございます。減免の額につきましては、貸与を受けた奨学資金の総額を奨学生であった期間の3倍の期間で償還する場合における1年度当たりの償還額に25%の割合で計算した額を上限とするということで、ちょっとわかりづらい説明になっておりますけれども、3倍と言いますのは、大学で言えば4掛ける3で12年、短大で言えば2掛ける3で6年ということでございます。例えば3倍の期間で償還する場合、大学生の場合、最大限借りるといたしますと、240万円を12年間で返すということになります。その場合、毎年20万円ずつ償還をしていただくわけですが、その25%、5万円、これを上限として減免をするというものでございます。3倍の期間を上限としたしたのは、できるだけ長く塩尻市に居住をしていただいて、そして定住の促進ですとかあるいは市税の納付も当たり前ですが、産業の活性化等、さまざまな形で貢献をしていただきたいということで、3倍の期間居住する方を優遇したものでございます。

最後に、第4表が奨学資金の表でございますけれども、上の2つ、高校生のものでございます。国立または公立が1万5,000円、私立が2万円。それから以下につきましては大学生の区分でございまして、これはこれまでと変わっておりません。一番下の入学一時金も新設でございまして、高等学校が10万円、大学が20万円という内容でございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいま説明がありましたので、委員より質問がありましたらお願いします。

金子勝寿委員 議会のほうで提案させていただいた件、一部採用ということでありがとうございます。教育委員会のほうでこれ、今、4年経過後から25%という話ですが、最初からといった議論はあったのかということ、25%はほかと比べてどういうところだったのか、他市との比較、25%が出てきた根拠、ちょっともう一度。

教育総務課長 まず25%という根拠ですけれども、諏訪ですとか、あるいは岡谷市は4分の1という減免率を使っております。それから飯田市あたりは2分の1というような減免率を使っております。こちら辺を参考にさせていただいております。それから諏訪ですとか岡谷あたりは、住み続ける初年度から25%減免というような規定はございましたけれども、私どもはできるだけ長く住んでいただいて、5年間は、修学期間以上はせめて塩尻市に住むという条件をクリアしていただいた方については後年度の減免をしようということございまして、トータルで申し上げますと25%の減免率ということにはならずですね、5年目以降の償還金に対しての減免になりますので、例えば3倍の期間で返す大学生につきましては、トータルの減免率は16.6%というよう

な形になっております。

金子勝寿委員 これ、教育委員会のほうで多分、会議にも諮ったと思うんですけど、教育委員会の中ではこれについてほかに御意見なかったですかね。いわゆる当初からやったほうがいいんじゃないかとか、25%を先に、当初年度からでもいいのではないかといった意見はあったのかなかったのか、その辺について。

教育総務課長 繰上償還をしてしまうというようなことがございました。当初から25%ずつ減免いたしますと、大分そういう優遇措置を使ってですね、事情があって早いうちに繰上償還をして転出をしていってしまうというようなことも考えられたものですから、ある程度住んでいただいた上は、その後、減免をさせていただこうと、こういう議論でございました。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 これ、やる前にね、今までの奨学金の関係で、使い勝手が悪いとかどうだったのか、ちょっと確認させていただきたい。これ、どうなんですか、返してくれる方は100%返してくれている、償還。そこら辺はいかがですか。

教育総務課長 現在、滞納が高校生が2人、それから大学生が1名でございます。いずれも体調を崩したり、仕事に就いたり就かなかったりというような状況でございますけれども、少しずつお話をしながら返していたている経緯がございますので、この点については引き続き滞納整理を続けてまいりたいというふうに思います。

この条例と関係ない規則のほうで、これまで2倍の期間以内という償還期間がございましたけれども、これも現在貸与をしている方のアンケート調査等の回答も参考にいたしまして、2倍の期間を3倍の期間まで延長させていただきました。そうしますと、月々の償還金額は少なくなってまいりますので、その点では滞納という面で大分クリアされるのではないかというふうに考えてはおります。

森川雄三委員 制度的には使い勝手がよくなってきたんでしょうけれども、減免がいわゆる5年とか4年とかいう形なんだが、ここに企業がないとね、やっぱりここに住んでももらえないわけで、要は、それはそれでいいですが、両方の事業が同時に進行していかないとなかなか、やはりここに住んでもらうのが一等の目的だと思ふものでね。そこら辺は教育委員会へお願いするよりか、産業のほうへ言わなきゃいけないかもしれないけれども、そこら辺を含めてですね、一つお考えをいただきたいなと、そんなことで意見としておきます。

教育総務課長 奨学資金の応募の際、PRの際に、卒業後居住要件、就職要件が合えば減免措置がありますよということも同時にお知らせをさせていただきますので、そのことについて塩尻市のほうに帰っていただくためのPRになるのではないかというふうに思っております。ただアンケートの中では、そうした条件を入れることによって市内に帰ってくるようになりますかというような問には、回答は半々でございまして、必ずしもそれは帰ってきたいための要件にはならないというふうな回答も半分くらいはございました。

委員長 よろしいですかね。

永田公由委員 奨学資金をね、貸し付ける時に借用証書をつくると思うんだけど、それはあれですか、いつ、要はもう申し込んだ時に借用証書を書いてもらっているのか、それとも大学を卒業してそれから書いてもらっているのか、その辺はどういう。

教育総務課長 まず、貸し付けが決定いたしますと、誓約書というものをとらせていただいております。これは、これから貸し付けをし、償還することになるわけですがけれども、償還等で一切市に迷惑はかけませんと

このような誓約書を連帯保証人とともに提出をさせていただきます。それから借用証書につきましては、今回最終の貸し付けが終了した時点、大学生で言えば大学4年の時の最後の貸付金を貸し付けた時点で借用証書を徴取をさせていただきたいというふうに、これも連帯保証人とともに連署で提出をさせていただくようにさせていただくということで、規則のほうも改正をさせていただきたいということでございます。

永田公由委員 そうすると、その4年の間にね、例えば行方不明になったとか中途退学したとかした場合に、それまで貸してあるものについては、それでいくと請求できないと思うんだよね、誓約書である限り。借用証書がないと、普通からいくと、いやおれは借りてなんだよって言われちゃうと、ただそれだけの話で、じゃあどこに証書があるのって言われた時に、どういう対応をされるわけです。

教育総務課長 確かに今まで借用証書をとる時期というのが定かではありませんで、貸し付けが終わってある程度の期間をおいて期間内に徴取をしていたという取り扱いがございました。したがって今回は、誓約書は貸し付けが決定した時に、借用証書は最終の貸し付けが終わった時に改めてとるということで、例えば休学した場合につきましては、貸し付けを中止いたします。その際に、その時点で貸付金の確定ということで借用証書をとってまいりたいというふうに考えております。

永田公由委員 だけど、貸す総額というのは決まっているわけだよね。最高でいけば、年額60万円で4年間で240万円という、それ以上は貸し付けはしないわけだから、その誓約書と一緒に借用書を入れてもらっても別に問題はないと思うんだけど、かえってそういうほうが、市が請求できないで取れなくなる可能性っていうのがあるんじゃないか。御本人の了解があれば、借りる総額っていうのはもうわかっていると思うもので、途中で、途中でやめれば借用証書の差しかえをすればいいことだと思うんだけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

教育総務課長 総額を変えるということでしょうか。

永田公由委員 いや、じゃなくて、借入れの総額っていうのはもう決まっているわけでしょう、その時に、貸し付けを決めた時に、総額で幾らということが決まるわけでしょう。だから、それで借用書を入れてもらうっていうことはできないのかっていうことです。要するに、事故を防ぐためには入れておいてもらって、誓約書だけだったら、誓約書は多分それ、普通の社会的常識から言ったら、それで債権の請求はできないと思うんだよね。

教育総務課長 そのような御指摘もございまして、もう早い時期から借用証書をとるということもございましたけれども、私どもも法律相談をさせていただきました。ただ、債権が確定するまでは借用証書をとるのはいかなものかというような御指摘を弁護士のほうからいただきました。したがって、借用証書はあくまでも債権が確定してからということで、先ほどの説明のとおりさせていただきまして、誓約書の中身が今まで生ぬるいものでありましたので、借用書と同じような内容の誓約書をとるというような形にさせていただいたということでございます。

永田公由委員 日本学生支援機構は旧育英会だね。そこはどのような貸し付け方法をとっているの。

教育総務課長 学生支援機構もそのような貸し付け状況、誓約書の徴取状況でございましたので、それも参考にさせていただいたということでございます。

永田公由委員 それと、外国人には貸し付けしています。

教育総務課長 外国人にも貸し付けはしております。

永田公由委員 その人の、要するに、日本にいられる滞在期間というのは永住ですか、それとも国へいずれ帰

らなければいけない、その辺はどうなっています。

教育総務課長 担当係長に説明させます。

教育企画係長 ただいまの件につきましては、今年度初めてそういう該当の応募がございまして、奨学生として決定をして貸し付けを始めております。その方にありましては、現在は永住権を取得をする手続きをしている状況でございますけれども、大学に進学したことを契機に、現在はそのビザでおりますけれども、大学に就学をした段階です、永住権の取得をする予定で、その手続きが終わり次第、速やかにこちらに御連絡をいただくということになっておりまして、現時点では永住権を取得はしておりませんが、取得予定ということを申請書類で確認をさせていただきましたので、それを考慮をして奨学生としての決定をさせていただいたものでございます。

永田公由委員 その方の連帯保証人はどういう方になっているわけですか。

教育企画係長 その方の連帯保証人は、親でございます。

永田公由委員 その方も外国人ということですか。

教育企画係長 そうです。

永田公由委員 大丈夫かい。その方は日本でもうずっと生活されているわけ、親御さんは。

教育企画係長 日本で就労をしております、一定の住居を塩尻市内に構えましてそこで生活をしておりまして、その御子息がこのたび東京のほうですけれども、大学に進学をされたという状況でございます。

委員長 ほかにございますか。

鈴木明子委員 25%ではあります、減免の制度ができたということはよかったですと思いますが、塩尻に住むってことが1つの条件、何年かというのがついているわけなんですけども、めでたく地元の企業に就職しても職場の異動、転勤とかで住居を移さなければならぬ事情の方なんか出てくるケースがあるんじゃないかと思うので、今後ですね、もう少しその辺のところは条件をちょっと見て、返すってことが前提でやっているわけなんですけども、この減免の制度を、まじめに何年間か返してきたら減免になりますよってというのはそれはいいのかもしれないけども、でも職場の都合で異動をせざるを得なくて住居を移すようなケースについては配慮していただけたらと思うんですけど、その辺はどうですか。

教育総務課長 住所要件が大原則ということになっております。もちろん住所を構えていただければ市民税はいただいておりますので、それがなくなってしまうらば減免も申しわけありませんができませんよということ、説明をさせていただきたいと思っております。

鈴木明子委員 そういう市の考え方もわからないではないですが、ただせっかくこの厳しい状況の中で地元就職を決めて、これで返していけばそのうちには25%の減免が利用できるというふうに思っていた人たちにとってね、まじめに働いてその職場が異動しただけでそういう状況がなくなってしまうというのについては、何かもうちょっと温かい、全体の、その後また塩尻に帰ってきてもっと市民税を納めてくれるかもしれないわけですから、少しは考えて、今後見直しということもあるかなと思いますので、その時にはぜひそういったことも考慮していただけたらと思いますので、よろしく願います。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

中原巳年男委員 大学生の場合に、自宅通学とそれから自宅外通学で1万円の差なんです、実際に必要な資

金ということになれば、もう少し自宅外をふやすことはできないかどうか、いかがでしょうか。

教育総務課長 いろんな奨学資金制度がございまして、例えば国がやっております学生支援機構につきましては、私立の場合、自宅通学が5万4,000円、塩尻は4万円ですけれども、それから自宅外につきましては6万4,000円というようなことで1万円の開きがございまして。本市におきましても4万円、5万円というようなことで、学生支援機構のこうした段階的な金額の考え方を採用させていただいて、4万円、5万円ということでは1万円の開きをさせていただいているという経過がございまして。もちろんこれが限度でありますので、学生支援機構あるいは塩尻市の奨学資金を利用しても、この限度額の中で奨学生が適正な額を選択することはできますので、そういったことでいろんな奨学資金制度を活用していただくための受け皿として、一つ塩尻市もこうやって用意をさせていただいたというふうなことで考えております。

中原巳年男委員 確かに、その支援機構と1万円の差であっても、もともと低いんだから率でいけば塩尻のほうが高いという感じはわかるんですが、多分奨学制度って二重に、2口借りるということではできないような気がするんで、所得の関係とかそういうことで市のほうへ申し込むのかどうかということにもなると思うんですが、できる限り、先ほどのような市内に戻ってというような条件ですとか、いろいろ考えた時には、もう少しその辺を考慮できればなというふうにも思いますので、この奨学金の意味合いが学費なのか生活資金なのかっていうようなことも含めて考えた時に、恐らく学費っていう考え方は少ないのかなと。本来であれば学費に充たってことだと思うんですけど、月額でいくっていうことになると。そんな中でいくと、相当に、むしろ自宅通学をしていてアルバイトをやりながらでいったら十分だと思うんですね。ところがやっぱり自宅外であれば、アルバイトしながらでいってもかなり厳しいと思うんで、ちょっとその辺も今後変更できたらしてもらいたいというふうに思いますので、お願いいたします。

委員長 要望でよろしいですかね。ほかにございますか。いいですかね。

なければ、議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第8号 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

委員長 議案第8号塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

生涯学習部長 それでは、お手元の議案関係資料19ページ、ごらんいただければと思います。議案第8号でございまして。塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定についてということでございまして。提案理由につきましては、塩尻トレーニングプラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものということです。

概要についてでございます。塩尻トレーニングプラザの指定管理者に次の者を指定するものです。施設の名称につきましては塩尻トレーニングプラザ、所在地につきましては大門一番町1番1号でございます。指定の相手方につきましては、東京都江東区大島一丁目2番1号 財団法人体力づくり指導協会理事長小室博行でございます。

す。指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの指定期間としたいと思います。現在につきましては、平成19年4月1日から平成24年3月31日まで、現在指定期間中でございます。更新をということでございますので、よろしく申し上げます。現在、体力づくり指導協会が指定管理者としてトレーニングプラザを運営しているものでございます。

なお、公益法人の制度改革によりまして、本日朝でございますが、郵送で公益法人への移行ということでですね、こちらが今、財団法人からですね、12月1日付けをもって公益財団法人体力づくり指導協会に名称変更の、名称を変えるということが内閣府から認定を受けたという御連絡をいただいております。よって現在、財団法人体力づくり指導協会ということになっておりますけれども、修正のですね、議案をまた後から提出させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 では、議案第8号につきましてたゞいま説明を受けましたので、委員より質問、質疑がありましたらお願いします。

金子勝寿委員 市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第3条の中で、審査会を開催して審査するっていうことになっていまして、副市長以下部長さん、これは開催をいつして、どんな議論があったのか、経過を説明をお願いします。

生涯学習部長 11月の1日に審査会が開催されました。この中につきましては具体的に継続しているものであり、なおかつ事前審査を、10月の19日にレクチャーを、お見えになっていただいてしてございます。今後の展開、施策また新たな人員等にかかわる部分等のレクチャーをいただきながら御説明をいただいたということでございまして、11月1日の部分の審査会につきましては、より一層、今後お客様に対してですね、利便が図られるような形を、満足いく形をということで、特に異議という部分については出されなかったということでございます。

金子勝寿委員 若干細かいことをお尋ねします。平成22年度のモニタリング評価表ですね、その中でたくさん項目、いわゆる指定管理者制度のマニュアル等に基づいて行っているんですが、今ちょっと市の評価ですね、5段階評価してある中で、いわゆる利用者、苦情等への対応というところで、適切に対応しているかということで、5段階評価で3であったりですね、利用者からの意見・要望等について可能なものは反映させているかについて、3ということで、ほかはおおむね5か4なんですが、この辺ですね。どういった、審査会で、特に何も出なかったのか、市の評価では3ですから、まあまあよくやっているというところだったら、ほかみんなほとんど5か4の中で、こういうのがある中で、いわゆるトレーニングプラザの指定管理者になる申請があったのに対して、その辺のモニタリングを基にして今後指定する場合に何らかの注文とかですね、具体的な話を審査会でしなかったのかどうなのか、またしなかったのだったらその理由を。

生涯学習部長 詳細についてでございますけれども、まず、すぐ受けてですね、すぐその場でもってこのお客様を特定してですね、回答ができればよかったわけですが、個々に回答がないというようなですね、後でこの間こういうことを、ちょっとタオルがどうだったとか、細かい点で苦情を言ったところが、対応はしてあったけれども全然話が、後がですね、つながってこなかったとかですね。当然会員さんが多いわけでございますので、常連のお客様に対してある程度名前もわかっているだろうし、お帰りの時にはお声がけが当然できるような形が当然あるかと思えます。そういう部分で欠けていたというような部分を含めて、通常評価の3というような

形になったということでございます。この部分について審査会の席上で、特にここが落ちているじゃないかという部分についての特段の御指摘はいただいてはございません。

金子勝寿委員 今ちょうど人員増という話が出てきたんですが、具体的に人員増、人をふやすという話をしましたか。してないですか。ごめんなさい。じゃあ私の勘違いです。失礼しました。

委員長 いいですか。

鈴木明子委員 この、東京に本部があるというかそういう協会が指定管理者になっているわけですけども、ここで働いている人たち、雇用されている人たちは、この地元、塩尻市の人を雇用していただいているのか、ちょっとお聞きしたいです。

生涯学習部長 現在の指導体制につきましては、総務で4名、それと指導者で9名、庶務で2名ということになっております。そのうち庶務の関係、最後の後段の部分で、清掃等の臨時職員が1名、施設管理でシルバー人材センターから派遣いただいている方が1名ということで、この方はもう完全に地元でございます。なお、指導員につきまして詳細については係長のほうから御答弁させますけれども、それぞれ近隣だということで私、理解しておりますけれども、詳細については係長のほうからお答えしますので、よろしくどうぞお願いします。

体育施設係長 今、部長のほうから御説明ありましたが、トータル的に人員は17名、そのうち正規職員は5名います。その中の、多分マネージャーという位置づけであろうかと思いますが、その方は、ほかのところにも支部がございますので、その定期的な人事異動でこちらに来ているということで、あとの方につきましては基本的に地元の方の雇用だと存じております。

鈴木明子委員 指定管理していただくということでね、中身も当然大事ですが、そこに雇用していく人をどういうふうに処遇するかということもね、含めて、やっぱり市が指定管理先として指定するわけですから、そこら辺についてもきちんと目を配っていただきたいなと思いますし、そこで働いている人たちが処遇的にきちんとされているかどうかなんかは、チェックできるんでしょうか。

生涯学習部長 今、鈴木委員さん御指摘の部分につきましては、当然、指定管理をしているわけございますし、また働いている方からの御意見も当然聴取できますので、そんな部分も含めながらですね、今後十分対応できるような形で考えております。よろしくお願いします。

鈴木明子委員 私、一部ちょっとお聞きしたところによりますと、非常に労務管理に問題があるんじゃないかと思われるような働き方があるというようなこともちょっとお聞きしたことがありまして、十分調査してないものでいけないですけども、そういったことにも目を配っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

生涯学習部長 今、御指摘の点につきましては十分、今後ヒアリング等しながらですね、私ども留意していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

中原巳年男委員 ぼつぼつ建物とかいろんな設備なんかも耐用年数というかになってきていると思うんですが、そんな中でこれから5年間という期間を指定管理してもらう上で、今現在の状況の中でそういったものの確認とかはどういう形で今やっているのかどうか。

生涯学習部長 事前審査、10月の19日に行われた設備、また昨年度行った小破または傷んできたところのですね、ペンキが落ちてきた、汚くなったとこういう部分については財団みずからがですね、自助努力によって

いただいております。それと同時に財団におきまして小破にかかわる積立金をしながらですね、経費の中に毎年入れてですね、現在、収支予測を立てていただいております、根本的に駆体に対する課題というものは今のところお聞きしておりませんし、私どもが目視する中でも今のところは大きな支障のありそうな部分はないということでございます。

なお、特に前回ヒアリングをさせていただいた中では、留意する点について、メーター等についてはですね、水道から灯油関係すべて十分チェックをしながら、前日または前年比で異常のある場合というのはですね、特にことから、今後は留意していきたいというような特段の話がございました。

中原巳年男委員 今、聞きたかった部分がお答えの中にあっただけですが、そういったことで、後でわからなかったってことじゃなくて常にそういうチェックをしてもらうということと、それから、その施設を利用する場合の万一の事故の場合の対応なり責任というのは、どういうふうになっていますか。

生涯学習部長 こちらもですね、防災計画の中で避難訓練等々は十分しております。その中で誘導等に瑕疵があればですね、これは当然施設の指定管理側、指定している、管理している側が当然責任を持つ部分でございますし、逆に館の支障によって何らかの事故があったと、指定管理者の責めを負うべきものでないというような部分が出ればですね、当然私どもにかかってくるはずなんですけれども、今のところそのような状況は想定はされておられません。

金子勝寿委員 済みません、基本的なことですが、これ、非公募で行ったということですか。

生涯学習部長 非公募ということでございます。

金子勝寿委員 具体的に、理由は、

生涯学習部長 理由は、前年また新たに2度目ということでございまして、一番当初には応募があったんですけども、その方についても、何て言いますか、積極的にですね、対応がなされなかったという部分がございます。今回の部分については、公の、今までやってきているということも含めてですね、瑕疵行為もないしということも含めて、今回非公募ということで考えさせていただきました。

金子勝寿委員 その場合、公募にしない理由は明示して、更新の前に何らかの説明、情報公開とかしたわけですか。いわゆるこれは非公募で、更新の時期は来ているけれども非公募でやりますよということは事前に示したのか。いわゆる指定管理者の運用については、更新の時には必ずあるはずですけど。

生涯学習部長 特に財団のほうとですね、今回非公募でというふうな話を事前にしてからという部分はしてございません。

金子勝寿委員 そうじゃなくて、一応市の説明責任として、指定管理を5年ごとで更新していく事前の時に、更新がある場合に、いわゆるこれまでの実績があるから今回は非公募でやりますよという理由を、きちんと更新の前に示したのかどうか。

生涯学習部長 5年ごとの更新ですという部分の御通知はしてございますけれども、あえてその部分というものはしてございません。

金子勝寿委員 ついでなので、もう少しお話をしていきます。副市長にお話を、ちょっと質問をしながら要望を続けたいんですが。いわゆる審査会ですね、これ、他市では外部、いわゆる職員の皆さんだけではない方が入るようになってきています。その辺をもう一度検討をしていただきたい。いわゆる部長さんと副市長さんだけで

審査するのではなく、第三者を入れること。それから利用者ですね、利用者がこの指定管理の選定に当たるようにすること。この辺、それとあと情報公開されておらなかったもの、少し手続きの話ですが、再度庁内で検討をさせていただきたいと思いますがどうでしょうか。

副市長 運用をして、もうこの指定管理、延長で長いわけでございますので、そろそろ外部の要員とかですね、利用者というのは、その施設、施設によってですね、多少変動がございますので、これはちょっと研究をさせていただかなくちゃならないと思いますけれども、内部審査だけではなくて外部の審査委員を入れるか、何らかの形で外部の意見というようなことは、検討をしていかなくちゃいけない時期なのかなというふうに思います。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

済みません、私のほうから1点。先ほど利用者の苦情等の対応で評価が下がったということでお話がありましたが、やはりその会員さん又は一般の方の利用者の中から、その施設の利用に対して、基本的なマナーがなっていないとか衛生面ですごく対応がよくないというような御意見をたくさん伺いしておりますので、やはり個々に対応する部分と利用者全体にPRをしていく部分、運営中であると思っておりますので、その点きちんと対応していただけるように、また市のほうからも管理、お願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。要望でいいです。

それでは、特にほかにございせんかね。なければ、議案第8号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第13号 損害賠償の額の決定について

委員長 次、議案第13号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長 それでは議案第13号損害賠償の額の決定についてをお願いいたします。これも議案関係資料で説明をさせていただきますので、28ページをお願いをしたいというふうに思います。本件につきましては、9月12日の本委員会の協議会で経過を報告をさせていただきました。その後、相手方、それから保険の代理会社と再三にわたり交渉を重ねてまいったわけでありまして、このほど賠償額につきまして3者が同意に達しましたので、損害賠償の額を決定することにつきまして地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますが、改めて経過から説明をさせていただきます。(3)でございますけれども、平成23年の8月18日、宗賀小学校の給食棟西側でございます。当時、宗賀小学校の大規模改修工事を施工をしております、JVが元請けとして工事を行っておりました。その工事の下請けの業者の車の上に、事故の状況にございすけれども、直径70センチ、高さ21メートルの二セアカシアが突然倒れまして、屋根等を破損をさせてしまったというものでございます。

別記につきまして説明がございす。お一人が中山健一郎氏でございまして、トヨタハイエースのワンボックスカー、屋根が全面陥没、それからフレームが変形というものでございす。損害賠償額につきましては109

万2,500円とありますけれども、このうち車両賠償金額につきましては65万円、それからレンタル車の使用料につきまして44万2,500円というものがその内訳になっております。また丸山秀司氏でございますが、マツダボンゴブローニイのワンボックスカーでございます。やはり運転席の窓等上部が一部陥没をいたしております。損害賠償額5万3,132円でございますが、このうち39万4,632円が修理費でございまして、13万6,500円、これがレンタル車の使用料という内訳になっております。

この保険につきましては、学校災害賠償補償保険ということで全額を適用させていただきました。この双方の方とも、この賠償額で確認書を締結をさせていただいております。議決いただきました上は、示談書を作成をいたしまして早速賠償金の支払いを行いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、説明を受けましたので質疑を行います。委員より質問はございますか。

中原巳年男委員 修理のことに関しては保険で全額対応ということですし、人の人的被害もなかったということですが、やっぱり学校敷地内ということで、万一子供たちあるいは人間にということも、不幸中の幸いというか、あったんですが、やっぱり市内の各学校の敷地内のこういったものをやっぱり定期的いきちんと点検をして管理していただきたいと思います。それは今までは多分できていなかったからこういうことになったと思うんですが、今後はどういう対応をされていきますか。

教育総務課長 委員おっしゃるとおりでございまして、この事故を契機に早速市内の小中学校の樹木の程度の状況、それから管理状況について調査をさせていただいております。至急伐採ですとか、あるいはせん定等が必要な樹木につきましては、現予算の中で対応させていただきましたけれども、なにせ学校の敷地というのは高木、大木が多いものですから、これらにつきましては、次年度の予算も含めまして、今後計画的に、緊急性の高いものから対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。

永田公由委員 この事故の発生当時にね、被害者に対して学校関係者の対応が非常に悪くて心証を害したってというような話を聞いているんだけど、その辺について、事情聴取みたいの、されましたか。

社会教育課長 確かに、当時夏休み中でございまして、児童がいなかったのは幸いでありまして、学校職員等の対応が、このお二方の車の被害を心配するのではなくて、学校施設は大丈夫だとか向こうのフェンスが倒れちゃって困っただとかということで、誠意のない対応だったということはお聞きをしております。本人からは直接そういうお話はございませんでしたけれども、ある方を通じてそんな話をお聞きしたものですから、学校職員等の事情聴取も行いまして、至らないところにつきましては、誠意のない対応ということでおわびをさせていただきました。また改めて最終的な示談を締結する上につきましては、改めてこちらからも本人に対しておわびを申し上げたいというふうに思っております。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

森川雄三委員 今、中原委員もおっしゃったがね、アカシアの木が1本どんと倒れるなんてことは、これ、よっぽどのことだと思うんだよね。いわゆる枯れていなきゃ、それは倒れるわけないし、生木は倒れるわけないからね。その枯れた木を気がつかないでこと自身が、これは私は不思議でしょうがないだよね。やっぱり、それは職員含めて校長先生の責任になるのかどうかはあれですけども。これ、あれだよ、よっぽど管理をされて

ないって言われても仕方がない。これはあれかね、先生方に任すのか教育委員会で今後しっかりと管理をしているのか、その点、当然業者でやるのが当たり前のことだと思うけど、もう一度ちょっとその点に関してね、やっぱり危機管理じゃないけども、管理の点でしっかりとこのようにしていくというような点を一言お願いしたいと思うが。

教育総務課長 倒れた木は樹齡が35年以上ということで、先ほども申し上げたんですけれど、根元付近の幹から突然倒れたということで、高さ4メートル付近まで幹の真ん中がスポンジ状に軟化をしていたということで、なかなか外見からは判断できないような状況でございました。二、三日前にちょっと強い風が吹いていたので、その影響かもしれないということでございましたけれども、さりとて急に倒れるわけではございませんので、やはり日ごろのこういった樹木等の環境に対する注意が足りなかったのではないかというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、市内の学校につきましては、限られた予算の中で環境整備委託料ということで年次的に伐採やあるいはせん定を行っております。ただ、毎年その学校を行うわけにはいきませんで、3年に1回ですとか、4年に1回ですとかという形でやっております。したがって、次年度以降につきましては、まず緊急性の高い、これは危険と見なされるような樹木は、なるべくもう整備をしていこうということで、これは普段学校にいる先生から見る目も必要でございましょうし、専門的な庭師さんみたいな立場からの視点も必要になりますので、こういった双方で連携をとりながら今後は対応をしていきたいというふうに考えております。

森川雄三委員 ぜひお願いしますね。

委員長 ほかはよろしいですか。それではないようですので、議案第13号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここで、午前11時10分まで休憩をとります。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第14号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目 市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く) 5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 議案第14号平成23年度塩尻市一般会計補正予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金総務費を除く)、5項労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費についてを議題といたします。一括して説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第14号一般会計補正予算(第3号)、21ページをお願いいたします。16目市民交流センター費ですが、すべて人件費関係の事由となっております。例年ですが、以降の補正予算、歳出補正

予算全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては補正理由が各科目とも共通しておりますので、私の方から一括して説明させていただき、以降、特殊なものを除いて各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

人件費につきましては、本年度の人事院勧告に準拠し、月例給の引き下げ改定を行っております。これに本年度中の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各科目におきまして職員給与費、それから嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いしているものでございます。また給与等にかかります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担率また保険料率がそれぞれ上がっております。基本的には増額補正をお願いしてございます。人件費につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

福祉課長 それでは、27、28ページをお願いいたします。2目の障害者福祉費等の主なものについて御説明させていただきたいと思っております。その障害者福祉費の扶助費におきましては、1億7,407万円余の補正をお願いするものです。この主なものですが、更生医療給付費、これが1,061万6,000円。これは更生医療だとか療養介護等の医療費にかかわるものでございます。次にサービス給付費ということで1億6,345万8,000円を増額しまして、総額では5億5,452万3,000円とするものです。障害福祉サービスにつきましては、4分の3を国が負担しているという状況でございます。

障害者自立支援法によりますと、平成24年の3月31日までに新法にそれぞれ移るということとなります。これまで一律の障害の入所施設から、例えば新体系でいくとどうなるのかということで若干御説明をさせていただきますと、入所施設の場合ですけれども、介護サービスを受けたい場合は、日中の障害支援施設等で入浴だとか、排泄だとか、食事等の介護や、創作などの機会を提供する生活介護サービスというものをやっています。また夜間においては、同じく施設において身の回りのこれらの支援をするための施設入所支援サービスを選択するというふうになります。生活の面で自立を図りたい時は、日中は生活訓練サービスなどのものを、また夜間は施設入所の支援サービスというものを受けます。また働きながら自立をしたいという場合には、日中は生活訓練サービス又は就労移行のサービスを受け、また夜はグループホームだとかケアホームの入所ということになります。これまでの一律の施設入所から、それぞれの本人の要望だとか意向に添わせてそれぞれの給付サービスを行っている。これが新しいサービスということで、今移っているという状況です。

この中で、身体と知的の入所施設等が新体系に移行したことによりまして、それと地域移行ということで、施設から地域で暮らそう、そういうような今動きがあるんですけども、それによりまして施設扶助費が、例えば20人分の約4,000万円が減額になりました。一方では、先ほど説明しました生活介護の関係で8,500万円、それと施設入所支援が3,400万円、それとケアホーム、グループホームに2,200万円、それと居宅介護が1,300万円という状況で、差し引き1億1,500万円の増となりました。またあわせまして地域活動支援センターがこれから、例えば塩尻の場合ですと、野村作業所が今度新体系に移るんですけども、そのような就労の継続施設だとかに移りまして、それが2,800万円の増加ということで差し引きこのような額になったという状況でございます。一たん以上で終わります。

長寿課長 続きまして補正予算書の27、28ページをお願いいたします。こちらの3目老人福祉費、説明

欄下から2番目の介護基盤整備費3,000万円の増額でございますが、洗馬地区に今年度整備をされる介護つき有料老人ホーム、あわせて認知症高齢者グループホームも整備されますが、こちらの施設に地域交流スペースを設けることに対する補助金でございます。こちらの施設につきましては、第4期、本年度までの第4期介護保険事業計画で、介護つき有料老人ホーム、別の法人で1カ所整備されるということで予定をしていたものでございますが、そちらの法人から土地等の関係で整備ができないという申し出があり、公募をし、本年の5月に申し出のあった法人に、審査の末、決定をしたものでございます。財源につきましては全額国の交付金でございます。私のほうからは以上でございます。

済みません、もう1点ございました。次のページ29、30ページをお願いいたします。5目介護保険事務費の説明欄2番目の丸、社会福祉事業繰出金、介護保険事業特別会計繰出金279万円余でございますが、こちらにつきましては、内容は後ほど介護保険特別事業会計の歳出の際に申し上げます。

福祉課長 それでは、一番下の子ども手当についてお願いしたいと思います。子ども手当の扶助費ですけれども、子ども手当分ということで2億4,218万6,000円を減額するものでございます。平成23年の10月から平成24年の3月までの半年間の子ども手当の支給については、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法ということで10月1日に施行になったものですから、これに基づきまして、平成23年の10月から平成24年の1月分までの4カ月分を平成24年の2月に、また平成24年の2、3月分については、新年度の予算になりますけれども、24年度の6月に支給されるということでございます。当初予算ですけれども、15億9,111万6,000円だったんですけども、これまでの給付と、それと増額分、減額分それぞれ見込む中で、差額の2億4,118万6,000円を減額するものでございます。

その次のページにあります子ども手当事務諸経費のパソコンの保守点検委託料。この504万円ですけれども、これにつきましては、今回の改正に基づきますそれぞれの申請だとか、給付額変更のシステム改修が主になります。これにつきましては、全額国が負担ということになっております。

その下の児童扶養手当等の事務諸経費のパソコン保守点検委託料の33万円余ですけれども、これは制度改正によりまして国への報告の様式等が変更になったものにより、その対応をするためにシステム改修をするものでございます。以上です。

子育て支援センター所長 子育て支援センターです。よろしくお願いたします。児童運営費の内容なんですが、32ページ、その下ですけれども、中ごろですが子育て支援センター事業です。黒ボツの6つ目ですか、消耗品費、これは木製おもちゃを購入させていただく10万5,000円でございます。

その次のこども広場事業ですけれども、消耗品費31万5,000円、それと備品購入費430万5,000円。これは、やはり木製おもちゃ、それから大型遊具を購入させていただく費用でございます。これはすべて県の平成23年度、安心こども基金事業の補助金交付を10分の10を受けて行うものでして、本市が推進している木育事業を充実させていただくために、新たにこども広場と北部子育て支援センターに木製の遊具を設置しまして、木育事業の環境を整えていくというものです。以上でございます。

福祉課長 それでは、33、34ページをお願いします。この中の2目の扶助費、これの生活保護扶助費をお願いしたいと思います。生活保護扶助費ですけれども、1,600万円の補正をお願いする中で、総額で5億872万6,000円とするものです。生活扶助については、同じく4分の3が国からの補助金ということになっ

ております。11月の生活保護受給世帯ですけれども、348世帯355人ということで、月によって増減はありますけれども、この半年間の保護率は0.52%ということで大体平均化しているのかなという状況です。しかし11月の末から12月にかけて、新規の申請、またそれと受給等の件数が多くなっているということがありまして、3月までの扶助費を推定しますと1,600万円が不足するのかなということで、ここでお願いをするものです。主なものではやはり生活扶助費なんですけれども、あわせて高齢化が進んでいることによりまして介護給付にかかわるものがありまして、これが大体500万円くらいを見込んだ中のものでございます。

その下の中国残留邦人の生活支援給付費600万円をお願いするんですけども、この主なものは医療費でございます。現在5世帯9人に対しまして給付をしているわけなんですけれども、このうちの1人が体調を悪くして入退院を繰り返すということから、今回600万円必要になったということがありまして、これで補正をお願いするものです。

その下の生活保護の保護費国庫負担金の返還額ですけれども、これはこの委員会また全協でこれまで報告いたしました、生活保護の支給にかかわる国庫補助金の返還金ということで確定されました363万3,000円を返還するものですから、この補正をお願いするものです。

教育総務課長 それではずっと飛んでいただきまして49、50ページをお願いいたします。10款教育費からお願い申し上げます。50ページの説明欄の一番下の事業、高等学校等振興事業でございます。私立高等学校運営費補助金ということで、本市に住所を有する生徒が在籍する私立学校に対し、1名3,000円の生徒割の補助金を交付をしておりますけれども、当初予算で480人を見込みましたところ、実績といたしまして489名でございました。その分の9名分の補助金を補正させていただくものでございます。

続きまして51、52ページをお願いいたします。51ページの2目教育振興費、小学校費の教育振興費の中に52ページの事業で教育振興扶助費、就学援助費がございます。後で中学のほう出てまいりますけれども、就学援助費につきましては例年、この12月に補正をお願いをいたしております。当初300人で見込んだ就学援助費でございますが、339人ということで支給児童数の確定見込みによる増額でございます。

続きまして53、54ページをお願いいたします。54ページの一番上、やはり中学校にかかわる就学援助費でございます。当初150人で見込んだものでございますが、223人ということで確定見込みが出てまいりましたので、その分の就学援助費を補正させていただくものでございます。以上です。

こども課長 続いて同じページをお願いいたします。4項1目幼稚園費でございます。説明欄にございますように、幼稚園振興諸経費中、私立幼稚園就園奨励費補助金の補正増をお願いするものでございます。金額は663万5,000円でございます。当初予算加えますと、最終的には2,595万6,000円となります。こちらにつきましては、市内外の幼稚園に通っている子供、その世帯の状況、所得の状況によって補助をしているものでございまして、現在の補助対象となります児童の見込み人数は282人ということでございます。なお入園児童数としては、全体が382人という状況でございます。以上です。

生涯学習部長 お願いします。それではページ飛んでいただきまして59、60ページごらんいただきたいと思っております。1目保健体育総務費でございます。右側説明欄でございまして、保健体育総務費、消耗品費につきまして10万円の補正をお願いするものでございます。

また、続いて白丸の保健体育総務補助費の中の全国大会出場交付金がございます。これは、あわせて都市大学

塩尻高等学校にかかわる全国大会、これはサッカーとバレーボール女子、これが全国大会出場ということでございます。これにかかわる消耗品につきましては、懸垂幕、今、本庁北側垂れ幕として2本掲載させていただいておりますけれども、懸垂幕2本分の10万円。また全国大会出場交付金につきましては、それぞれの種目にかかわる激励金、出場交付金ということで30万円を計上させていただいているものでございます。なお、サッカーにつきましては、平成24年1月の2日試合予定になっております。また女子バレーボールにつきましては、1月の5日に試合予定というような予定でございます。

続きまして体育施設費、2目体育施設費でございます。体育施設整備事業ということでございまして、郵送料12万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。当初新体育館建設にかかわるアンケート調査、40%の返信を見込みまして予算を組まさせていただきました。ところが50%超えということで返信用封筒、郵送代が増額ということでございまして、12万6,000円の増ということでお願いしたいものでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 それでは、説明を受けましたので質疑を行います。質疑、一括して行いますので発言される委員の方は先にページ数を言ってからお願いします。

永田公由委員 34ページの生活保護扶助費の関係で、中国残留邦人の給付費が600万円。これ今の説明だと1人の方が入退院を繰り返してということになると、この中国から引き揚げてきた皆さんは、国保なり保険は入っていないということですね。

福祉課長 例えばさっきの中国残留邦人につきましては、全額国のほうで医療費等みえますので、国保には入っていない状況です。

永田公由委員 これ全額、じゃあ国から来るとのこと。じゃなくて4分の3。

福祉課長 4分の3になります。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

福祉課長 委員長、済みません。私も大分老眼が進んでいるものですから、字がちょっと見えなくてあれだったんですけども、生活保護の関係の受給世帯の関係で、ちょっと間違った数字を言ってしまったかなと思うんですけども、248世帯の355人ということでお願いしたいと思います。

委員長 先ほどはあれですね、348世帯を。

福祉課長 ええ、355人でお願いします。世帯数は248世帯の355人です。済みません。

森川雄三委員 30ページのね、児童福祉総務費の委員報酬のこの嘱託員報酬の嘱託員というのは、これ保母さんのことか、ちょっと1点ね。それから32ページ、先ほど子育て支援センター事業の中で木製おもちゃってというようなお話ですが、消耗品と備品購入費、まあ両方ともおもちゃというようなお話なんだが、このいわゆるなんつうのかい、項目としては備品としてやるのか、消耗品って、金額によってはどういった分け方をするのか、そこら辺お願いします。

こども課長 初めに30ページの嘱託員報酬の補正増でございますけれども、保育士の報酬にかかわるものでございますのでよろしく申し上げます。

子育て支援センター所長 消耗品費がですね、1万円以下のおもちゃを買う費用でございます。備品購入費は、今こども広場で予定しておりますのがちょっと広いスペースがございますので、そこに木育コーナーというもの

をつくっていこうというふうを考えております。その例えばパーテーションですとか、それから県内産のスギの積み木を使った積み木コーナーっていうものを、3センチ角の積み木を使った積み木コーナーをつくるんですけども、そのコーナーをつくるその下敷きと言いますか、そういったものもひとつ製品として備品になっておまして、それが30万円ほどかかりますのでそれも含めた備品購入費です。1つはちょっと高い大型の遊具でして、4.5メートル掛ける3メートルのスペースの、高さ2メートルくらいの県内産を使ったすべり台とか、よじ登るとかっていうようなことをできるようなアスレチック的な遊具を考えております。以上です。

森川雄三委員 そうすると、それじゃ初めのほうのやつは、これはその、人がふえたっていうことなの、いわゆる。じゃなくて時間給でふえたっていう、そういうことですか。

こども課長 人の増員もございまして、いわゆる途中入所に対応するための中途採用の職員分、それからまあ報酬額の確定によるものでございます。

森川雄三委員 今、そうすると何名くらい働いているの。

こども課長 途中入所の分の保育士でございましてけれども、ちょっとあの手元に数字がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

森川雄三委員 なるべく全員のね。

こども課長 はい。

森川雄三委員 それから、今の支援センターのほうのですね、どうですか今の状況は。いわゆる入場者とかですね、例えば市内の子供たち、市外の子供たち、そういった割合等はいかがですか。

子育て支援センター所長 支援センターのほうでしょうか、こども広場両方ですか。

森川委員 はい、こども広場のほうでいいです、ごめんなさい。

子育て支援センター所長 こども広場ですね、11月現在で7万5,000人を超えております。市内が約60%、市外が40%、おおまかに言いますとそれくらいの数字となっております。そういった方たちが、9月に行われました木育フェスティバルにおきまして、木のおもちゃというものにかなり意識をいただいたものから、今回このような結果になりました。よろしく願います。

森川雄三委員 登録されている方は何名くらいになります。

子育て支援センター所長 年度登録でございまして、現在登録している方々は、3,243件、これは家族数です。家族で登録していただいております。

森川雄三委員 はい、結構です。

委員長 はい、ほかにございます。センター長。

子育て支援センター所長 11月現在でございます。申しわけございません。11月末現在。

鈴木明子委員 木製おもちゃや遊具の関係の財源としては、県からの10分の10の補助っていうか、財源補償があるっていうことなんですけど、これは県が行っている事業に手を挙げて、塩尻が採用となったという、そういうことでしょうか。

子育て支援センター所長 はい、そのとおりでございます。

鈴木明子委員 52ページの、その次のページにもあるんですけど、教育振興扶助費の就学援助の関係ですけども、これは年度途中からもその就学援助っていうか、申し出たり、受け付けていただくことはできるのでし

ようか。

教育総務課長 年度中途につきましても、御相談があれば追加認定をさせていただいております。

鈴木明子委員 きょうの市民タイムスでしたかね、ちょっとしたコラムのところにもこのことについて触れられていて、本当に給食がない日のお弁当を持たせられないというような親がいるとか、そういう相談を受けて先生方が対応されてるっていうようなお話も聞いたりしてるところですが、塩尻市内でもね、やっぱりこの339人、小学校でもあり、中学でも二百二十何人っていうそういう家庭が、就学援助にたどりつけている場合はいいんですけども、そういうところに顕在化しないで子供たちが不登校になったりとか、そういう日に学校に来れないとかっていうような、そういうようなことがあってはならないっていうふうに思うんですけども、そこら辺の実態についてはどんなふうに手当というか対応をされていますでしょうかね。

教育総務課長 ただいま、見込数を申し上げましたけども、やはり平成22年度の準要保護児童生徒に比べて10名ほど多い増加、増加の見込みというような状況でございます。年々増加傾向にありまして、言われております学校不適應の一つの要因といたしまして、家庭の経済的な問題というものも大きな要因の一つではないかというふうに言われております。就学援助制度につきましては、年度当初すべての保護者にチラシ等の配布をいたしましてPRに努めてはおりますけれども、年度中途の学校不適應にかかわる相談の中で、経済的な理由にかかわるものが、経済的な理由にかかわる相談があった場合、私どもも学校と含めて就学援助制度をPRをして、できるだけ申請をしていただくように努めているところでございます。

鈴木明子委員 現場の先生方は、何かとお忙しい中だとは思いますが、直接子供たちの状況に接する立場でもおいでですので、ぜひ教育委員会等もそういった状況の把握にぜひ努めて、先生方からもそういった訴えが上げていただきやすいような対応とかね、そういうことを心がけて、そういう状況にある人には一刻も早くやっぱりそういう手立てが講じられるべきだというふうに思いますので、そういうことができるように、先生方の協力もいただく中で対応していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長 要望として、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので議案第14号中、当委員会付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第15号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 議案第15号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第15号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。お手元の資料1ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,939万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45

億4,046万6,000円とするものでございます。内容につきましては、主なものは介護保険制度改正に伴うシステムの改修に要する費用、それから給付費の支出見込みに伴う補正及び先ほど一般会計でもございました人事異動に伴う人件費の補正等でございます。

それでは、歳出から説明いたしますので13、14ページをお願いいたします。14ページ説明欄、1款総務費、総務管理費、1目一般管理費の介護保険事業事務諸経費のパソコン等保守点検委託料756万円の増額でございますが、平成24年度の介護保険制度の改正に伴うシステムの修正にかかわる費用でございます。

次に2款に行ってくださいまして、2款1項介護サービス等諸費の説明欄、居宅介護住宅改修費116万円の増額でございますが、こちらにつきましては、要介護1から要介護5の方の住宅改修に要する費用にかかわる給付費でございます。実績に伴う本年度の支出見込みを見通した補正でございます。次に、2項の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費2,490万円の増額でございますが、要支援1から2の方の在宅サービスに対する給付費の補正でございます。要支援1、2の方のサービス受給者数が、昨年度の上半期と本年度の上半期と比較をいたしますと、13.4%と増加をしております、それに伴う給付費の増加の補正をお願いするものです。

次に6款の特定入所者介護サービス等費の特例特定入所者介護サービス費11万円でございますけれども、こちらにつきましては、低所得の要介護1から5の方が、市が認めた施設においてショートステイを利用した場合の食費、居住費の補足給付にかかわる補正でございます。その次の3目、特定入所者介護予防サービス費13万1,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、要支援1、2の方がショートステイを利用した場合の食費、居住費の補足給付に関する補正でございます。

次のページ15、16ページをお願いいたします。3款の地域支援事業費にかかわるものは人件費の補正に伴うものになっています。

4款の諸支出金、第1号被保険者保険料還付金でございますが、過年度の保険料の還付金の15万円の補正でございます。

次に歳入について申し上げます。7、8ページをお願いいたします。この中の主なものを申し上げます。3款の国庫支出金、このページにあるものでございますが、先ほどの給付費の歳出の補正に対する法定の割合による国からの負担金の補正でございます。それから一番下の介護保険事業補助金のシステム開発事業補助金378万円でございますが、こちらは先ほどのシステム改修にかかわる費用の2分の1が国から補助をされる、そういった内容でございます。

次のページ9、10ページをお願いいたします。4款の支払基金交付金の補正でございますが、こちらにつきましては、40歳以上65歳未満の方の社会保険診療報酬支払基金からの法定割合負担分の補正でございます。

それから5款の県支出金でございますが、こちらも給付費に関する県の負担分の補正でございます。

次に11、12ページをお願いいたします。この中の一般会計繰入金の地域支援事業にかかわる繰入金も法定割合による繰入金でございます。

8款の諸収入、市有物件共済金でございますが、市の車両を修繕したものに対する市有物件からの共済金でございます。介護保険事業特別会計補正予算の概要については以上でございます。

委員長 それでは、ただいま説明を受けましたので議案第15号につきまして質疑を行います。委員より質問

ございますか。

副委員長 14ページお願いします。住宅の改修費についてなんですけど、どのくらいの率を補助されるのかと、あとどのくらいの件数ありますか。

長寿課長 介護保険の中ではですね、介護が必要になった場合に給付される、手すりとか段差解消などをやる場合につきましては、給付費20万円、お一人当たり20万円を限度として保険の中でもって給付をされます。御本人の負担は、そのうち1割分ということになります。件数につきましては、本年度の4月から10月までの実績で55件、昨年度の同時期といたしますと44件という実績でございまして件数もふえている。そういったことに伴う補正でございます。

委員長 いいですか。

副委員長 はい。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですかね。ないようですので議案第15号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め議案第15号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

請願12月第1号 当事者総意に基づく「障害者総合福祉法」制定をめざし、国に対し意見書提出を求める請願

委員長 それでは、次に進みます。次、請願が出されていますので、請願の審査を行います。当委員会へ付託された請願は全部で1件であります。請願平成23年12月第1号当事者総意に基づく「障害者総合福祉法制定」をめざし、国に対し意見書提出を求める請願についてを審査いたします。事前に文書表が配布されていますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 本日紹介議員の丸山議員、そして請願者のきょうされん長野支部事務局の金澤さんにもお越しいただいておりますので、御了解をお願いいたします。それでは、紹介議員の丸山議員より説明ありましたらお願いします。

紹介議員 それでは、よろしくお願いたします。請願につきましては、本会議場におきましても補足をさせていただきましたが、まず冒頭で障害者の権利条約につきまして、世界の動きまた国内の状況を最初に説明させていただきました。また、我が国の中の状況といたしまして、2006年の障害者自立支援法の施行後、応能負担制度を初めさまざまな問題点につきまして指摘をされ、見直されてきたところでございますが、昨年1月7日の障害者自立支援法違憲訴訟団が国と基本合意を交わし、障害者自立支援法の廃止の宣言、また障害当事者が政策づくりに参画をする障がい者制度改革推進会議と、それに伴いまして総合福祉部会を設置をしたという状況。また昨年の6月には、障害者制度改革の推進のための基本的な方向が示されたことによりまして、障害者総合福祉法の制定に向け平成24年度通常国会への法案提出、また平成25年8月までに施行を目指すとした閣議決定がなされましたが、今回この請願につきましては、その障害者総合福祉法（仮称）の制定につきましては、その

福祉部会のほうで出されました障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を最大に生かしていただきたいということがまず1点に、それを意見書を上げていただきたいということがございます。この福祉部会は初めてですね、障害者当事者また家族も加わりまして、有識者も含め55名という構成員の中で提言をされたものであります。

また請願のもう1点といたしまして、円滑にそれが進むためにということで地方に財源を確保していただきたい、その2点を盛り込んだ意見書の提出をお願いするものであります。なお、請願団体のきょうされんでございますけれども、長野支部事務局長の金澤さんに来ていただいておりますが、このきょうされんと言いますのは、共同作業所全国連絡会という名称で結成された団体でありまして、小規模の作業所だけではなくて、グループホーム、授産施設、生活施設など幅広い分野にわたる施設間のネットワークも構築をしているところでございます。以上申し上げましたけれども、御審査よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ありがとうございます。ただいま紹介議員より説明がありましたが、ここで審査を行います。委員より質問または御意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

金子勝寿委員 せっかくいらしてるんですから、条例に基づいて請願者のお話いただければ、きょうされんの方の。趣旨、紹介議員の話はもう本会議で聞いたので。

委員長 そういうことで、じゃあ、ぜひ、きょうね、お越しいただいておりますので、事務局長さんのほうから御説明をお願いします。

請願者 済みません、貴重な時間をありがとうございます。きょうされん長野支部の事務局長の金澤と申します。私の本業は、アルプス福祉会コムハウスという、塩尻からも何名の方が来ていただいている作業所の職員でございます。ちょうど1年前の平成23年1月7日のところで、司法の席で自立支援法少しおかしいよね、生きること、息をすること、歩くこと、いろんなことに利益という形がついてですね、それで負担を強いられるっていうのはおかしいよねということで、裁判の席でこのことが違憲であるっていうふうになりまして、それをもってですね、今回新しい法律をつくらうということで、昨年から国のほうで新しい総合福祉法、仮称ですけども、制定に向けての準備がされてきました。これについては、骨格提言ということで平成23年8月30日の日に国のほうに施行されてですね、蓮舫大臣から小宮山大臣のほうに手渡された内容かなあというふうに思いますが、まさに来年の3月くらいに閣議決定をされて、その後来年の春の通常国会のところで審議されて2013年8月に施行というふうになります。少しでも当事者の意見を聞いてくださいという内容の部分を今回再度お願いをし、少しでも障害当事者、家族の思いを組み入れた制度に作文されて来年施行されるというか、そういうところを願うところであります。すべての国民がそこは願っているところかなと思います。ただもう一方で、絵にかいたもちでは困るかなというところもありまして、何をやるにしても、やっぱり地方にきちっと財源を確保していただかないと地方が困ってしまうということもあったので、もう一文、地方に財源をとるところもしっかり書き加えた意見を出していただいて、新しい法律ができることを願うというふうに思っています。ぜひとも御審議いただきながら、意見書を国に出していただけるとありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 丁寧なね、わかりやすい説明ありがとうございます。それでは、委員より質問ございますか。

森川雄三委員 まあ質問っていうか聞きたいんだけどせ、この総合福祉法をつくることによって、障害を持た

れている皆さんにどういふ、何て言うかな、利益というかがもたらされるかという、何となくちょっとこう、わかるようでわからないもんで。その点どうですか、完璧に答えられるっていう、あまり面倒なことはいいで。

委員長 お願いします。

請願者 たくさんの提言がされている中で、一番顕著なところでいくとですね、自立支援法で問題だったところていくと、そうは言ってもなかなか選べない、障害の区分が何であるかによって、まずは働いてもらわねば困るとか、いろんな制限があったんですけど、来年の春からの改正法案で少し一部改正されるんですけども、やっぱり障害によってそのことで使えるサービス、施設が限定されてはならない、障害者が望む、御本人が望むサービスが使えるようにしようというふうに提言されています。あとは負担のところについては、基本的に8月5日に障害者基本法がことし施行されましたが、その中にもあるように、障害があるということゆえに差別を受けてはならないという、社会的障壁による問題は解決しなきゃいけないという文言が基本法でことしの8月5日に施行されましたけれども、そのことによってですね、障害というものによって受けるサービスは基本的に無償、高額所得者のみにしましょうという基本的な話が出ています。現在の改正法も含めてはやっぱり1割負担という言葉が載っているもんで、その部分が解消されるということになるのかなと思います。大きくは10あるんですが、その2点だけ紹介させていただきました。以上です。

委員長 ありがとうございます。はい、ほかに。

永田公由委員 ここに市議会から国に対して意見書の提出ということでもありますけど、これ長野県の場合19市全部にこの請願が出されてるわけですか。

請願者 残念ながら時期というか、議会の締め切りというところもあってですね、出させていただいたのは長野県議会12月9日に全員一致で採択ということになっています。大町市議会にも出させていただいて、12月16日にこれも全員一致で採択ということになっています。あと松本市議会が同じく12月9日に、もう少し勉強させてくれということで、2月に送られて、きのうお手紙が来て2月には採択になるだろうというという先生からのお返事はいただいています、現在の中でいくと県議会が1つと、3つの市のみになっています。なかなか私、走り回れなかったので、その大きな3つの市にお願いをしたということになります。2月議会に向けてその他の市議会のほうにもお願いしてくということになっております。以上です。

委員長 ありがとうございます。

永田公由委員 この中ではね、もう閣議決定もされて、まあ法律は恐らく通るでしょうけども、ここで改めてこういった請願を出されたということは、いわゆる総合福祉部会の55人全員一致の提言の中で何か障害というか、成立に障害になるような項目があるわけですか。じゃなくて、ぜひ成立させてほしいという願意からこういったものを出されているのか、その辺についてはどうなんでしょう。

委員長 お願いします。

請願者 現在厚生労働省、8月30日にまとめられて、9月の26日に施行されてから厚生労働省で作文中です。作文をされている中で、どうしてもやっぱり少しずつ薄まっていく部分はあるのかなというふうに思われていますね、当然来年国会で審議されるということでしょうけど、今いわゆる厚生労働省で作文されている時にですね、きちっと大事なことは伝えていかないといけない、特に地方への財源をきちっと確保してくださいよということはいかないと、そこが薄まってしまうのではないかなというようなこともあって、よりいいものをつ

くるために、各市町村のほうから意見を出していただくようお願いをしているところです。以上です。

委員長 よろしいですか。

永田公由委員 いいですよ。

委員長 ほかにございますか。

鈴木明子委員 これは質問ではなくて意見ですが、私はぜひ採択していただきたいと思っています。それで紹介議員の丸山議員からもお話がありましたように、この総合福祉部会っていうのが、推進会議のもとに総合福祉部会というものがつくられて、そこに参加されている方たちがこれまでの政府の審議会とかそういうところと違って、やはり障害を持たれた当事者の皆さんやその御家族の団体の皆さん、事業者や学識経験者、自治体の首長さんなども含めて多岐にわたる55人が直接その福祉部会ですかね、におられてそういう、言ってみれば立場はいろいろな皆さんが苦勞されて会議を重ねられてこうまとめ上げられたのが、今回の提言というか骨格、こういうものにしてほしいという要望になって実ったんだというふうに思っています。共産党では、部分的にはもっと踏み込んだところもあってもいい部分はないではないんですけども、ただこうして当事者の皆さんがここまでまとめ上げた要望に沿って総合福祉法ができるっていうことが大事ではないかなというふうに思っています、ぜひこの提言、骨格提言に沿ってまとめられたものができたらいいなというふうに思っていますので、この請願についてはぜひ採択していただきたい。

委員長 ただいま採択という意見が出されていますが、ほかにございますか。なければ。

金子勝寿委員 1月7日のいわゆる和解のあっせんですね、多分あっせんされましたから。これ、いわゆる憲法の違憲の部分、基本的人権とかっていうんですかね、どの部分に対して違憲だっていう解釈があったんですか、その辺をちょっと。簡単にでいいです。

委員長 お願いします。

請願者 いわゆる25条とか、生きるといったところだと思います。いわゆる生きるということに対して、そこに保障をしてくということになります。資料としては、その時の合意文章をきょう実は持ってきていますので、この会終わってからでもいいと思うので、長妻大臣の、あまりきれいな字ではないですがサインもありますので、当事者の方と、弁護団の方と、長妻大臣の時の当時の署名捺印が。コピーしてまいりましたので、後で提出をしておきます。

委員長 今あれですかね、配っていただいて。

請願者 済みません。

委員長 今、ただいま25条生きるということに対して憲法のほうから違憲であるという資料の内容説明ありましたけれども、ほかにお聞きしたいこととかございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないですかね。はい、それではきょうの委員会では採択という意見が出されていますが、審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願第1号につきましては、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。意見書の提出が求められているものでありますので、採択に伴い意見書を提出したいと思いますので、意見書の案

文等につきまして特に御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長一任」の声あり〕

委員長 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように伝えさせていただきます。よろしくお願いたします。

こども課長 先ほど一般会計補正予算でお時間をいただきました、嘱託保育士の人数でございます。今回の補正でお願いをしている報酬につきましては、計で191人分に関する部分の不足分をお願いしております。なお4月からの増員、これは退職もございましてプラスマイナスございますけれども、トータルではプラス9人、9人の増員ということになっております。お願いたします。

委員長 この件に関してはよろしいでしょうかね。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それでは、これですべて委員会に付託された案件につきましては審査を終わることとなりますが、特にほかにございせんかね。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ閉会中についての。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いたします。議会閉会中におきましても、福祉、教育、生涯学習及び市民交流センター行政に関する事項について、継続して審査をいただきますようお願いたします。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めそのようにいたします。それでは、理事者のほうからあいさつがあればお願いたします。

理事者あいさつ

副市長 大変慎重に審議をいただきまして、提案を申しあげましたすべての議案に対しまして可決すべきものと御審査をいただきました。どうも大変ありがとうございました。なお、いただきました御意見、御要望につきましては、今後の特にこれから来年度予算等の査定が始まりますので、その中でしっかり生かしてまいりたいというふうに考えております。本日はどうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時10分 閉会

平成23年12月19日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印